

別記様式（第5条関係）（令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

表

第	号
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 第39条第3項の立入検査をする職員の身分証明書	
官 職 氏 名	
写 真	年 月 日生
	年 月 日発行
農林水産大臣	

株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（抄）

(報告の徴収等)

- 第39条 農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 農林水産大臣は、機構の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、支援対象事業活動支援団体に対して機構の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、支援対象事業活動支援団体の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、機構の業務の状況に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 支援対象事業活動支援団体は、正当な理由があるときは、第2項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。
- 第46条 第39条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。
- 第47条 第39条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B 8 とすること。